

第 6137 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)平成31年 2月12日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ ふるさと納税の改正

Q : ふるさと納税が改正になるようですが、どのようになるのですか？

A : 次のようになります。

【解説】

ふるさと納税(都道府県等に対する寄附金に係る寄附金税額控除)は、平成31年度の税制改正で、次のように見直されることとなっています。

①総務大臣が、次の基準に適合する都道府県等をふるさと納税の対象として指定することとする。

イ. 寄附金の募集を適正に実施する都道府県等

ロ. イの都道府県等で返礼品を送付する場合は、以下のいずれも満たす都道府県等

- (イ) 返礼品の返礼割合を3割以下とすること
- (ロ) 返礼品を地場産品とすること

②①の基準は総務大臣が定めることとする。

③指定は、都道府県等の申出により行うこととする。

④総務大臣は、指定をした都道府県等が基準に適合しなくなったと認める場合等には、指定を取り消すことができることとする。

⑤総務大臣は、指定をし、又は指定を取り消したときは直ちにその旨を告示しなければならないこととする。

この改正は、平成31年6月1日以後に支出した寄附金について適用する。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】